

美瑛町公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）19条第7項の規定により下記のとおり地域計画（案）を公告し、縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画案に対して意見がある時は、縦覧期間満了の日までに、本町に意見を提出することができる。

令和7年3月10日

美瑛町長 角 和 浩



1 地域計画（案）を作成した地域

町内全22地区

旭、北瑛、大村、美田、五稜、二股、瑠辺薬、美馬牛、新星、福富三愛  
水沢、美沢、原野藤野、新区画、置杵牛、明治、下字莫別、中宇莫別  
上宇莫別、横牛、朗根内、俵真布

2 縦覧期間

令和7年3月10日～令和7年3月24日

3 地域計画（案）の縦覧場所

美瑛町農林課農業振興係

4 意見書の提出

計画に対して意見がある時は、次のとおり意見を提出することができる。

(1) 提出者

意見を提出できる者は、当該地域計画の利害関係者

(2) 提出期限

令和7年3月24日（月）

(3) 提出方法

直接持参、郵送、電子メールにより提出すること。

(4) 提出先

【直接持参又は郵送の場合】

美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町役場農林課

【電子メールの場合】

nourin@town.biei.hokkaido.jp